

○防衛省告示第百九十号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に  
伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和三年八月二十日

防衛大臣 岸 信夫

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射撃場水域 （鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚 地先） （令和三年防衛省告示第百二十三 号）	令和三年五月二十五日から 同年八月三十一日まで	令和三年九月一日から同年十一月 三十日まで